



目指そう！無災害の職場！



～無災害記録証・無災害表彰を授与しています～

長野県における休業4日以上の労働災害は、2009年以降、中期的に増加傾向を呈しており、令和4年は過去21年間で最多となりました。このような現状を打破するためにも、各職場が労使一丸となり、労働災害防止に取り組みましょう！

一定期間無災害だった事業場等は、次の無災害記録証等の授与が受けられます。具体的な申請手続きは裏面をご覧ください。

無災害記録証（対象：工業的業種＋一定のサービス業等）

一定期間、休業や障害の伴う業務上の災害が発生しなかった事業場に対し、厚生労働省労働基準局長から「無災害記録証」を授与しています。

建設事業無災害表彰（対象：労災保険料160万円以上等の建設工事）

全工期を通じ、休業や障害の伴う業務上の災害が発生しなかった一定規模以上の建設現場に対して、厚生労働省労働基準局長から表彰状を授与しています。

継続して安全衛生活動を進めましょう！

上記のような無災害記録は、簡単に達成できるものではありません。中長期にわたって地道に安全衛生水準を向上させていった結果、その過程において達成することがあるものといえます。

継続して安全衛生水準を向上させていくには、個人の経験と能力のみに依存せず、安全衛生担当者等のノウハウを継承し、組織的にリスク低減を進めていくため、連続的・継続的に安全衛生管理する仕組みを確立することが重要です。

こうした仕組み（システム）については、厚生労働大臣指針「労働安全衛生マネジメントシステム指針」において実施方法が示されています。指針を参照し、職場の代表者（事業者）が「**安全衛生方針**」を表明した上で、**無災害の達成**などの「**安全衛生目標**」を立て、ヒト・モノ・カネ・情報などの体制を整備し、労働者の協力を得ながら、以下のリスクアセスメント指針に基づくリスク低減措置を、「計画 - 実施 - 評価 - 改善」サイクルで継続的に推進していきましょう。

リスクアセスメント指針*を参照しましょう！

「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」

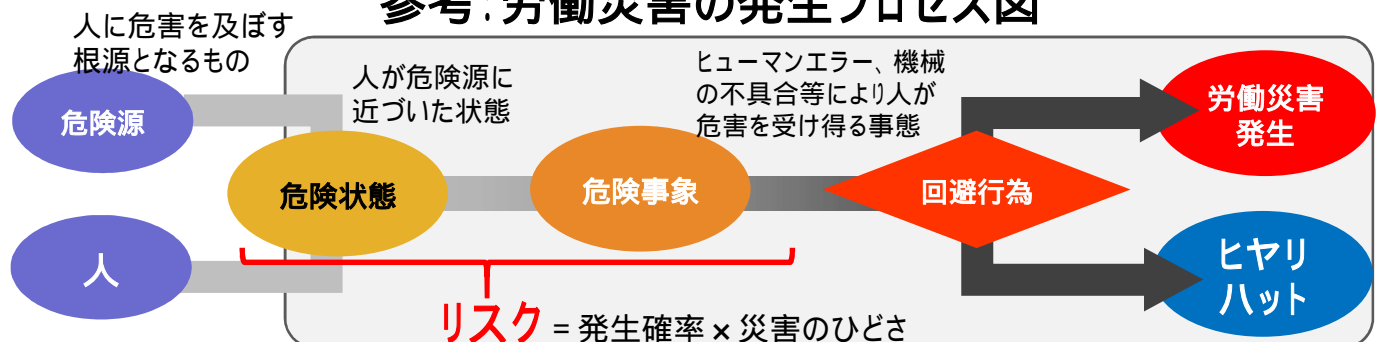
具体的な安全衛生対策の進め方は、厚生労働大臣の定めたりスクアセスメント指針で実施方法が示されています。

指針では、新規設備の採用等の計画段階でリスクについて検討を行うこと、非常作業を含めリスクを洗い出すこと、リスクの大きさに応じて対応の優先度を決定すること、安易に個人の安全行動だけに頼ることなく、より安全効果の高い設備的対策などから措置を検討すること、等が示されています。

下図のとおり、労働災害に至るのは一部です。労働災害をゼロに近づけるには、ヒヤリハット事例の発生を待たず、危険源を洗い出し、「先取り」してリスクを除去・低減することが必要です。



参考：労働災害の発生プロセス図



【無災害記録証とは】

「無災害記録証」は、所定の期間、無災害だった事業場に対し、「無災害記録証授与内規」に基づき、厚生労働省労働基準局長が授与する記録証です。

無災害記録は、第1種無災害記録から第5種無災害記録までの5段階あります。

第1種無災害記録の時間数は、内規の別表第1～第5に定められており、業種や事業場規模（労働者数）などに応じて異なります。この第1種無災害記録時間数を基準とし、第2種無災害記録の時間数は第1種の5割増、以降、第3種、第4種、第5種とそれぞれ先次の種別の5割増しずつ記録時間数が増えていきます（端数処理等あり）。

対象業種：林業 土石採取業 建設業 製造業 運輸業 通信業 電気・ガス・水道・熱供給業
卸売・小売業・飲食店 旅館業 ゴルフ場業 自動車整備業 機械修理業 建物サービス業
廃棄物処理業

【建設事業無災害表彰とは】

建設時業務災害表彰とは、次の(1)から(3)の全てに該当する事業であって、全工期を通じ、無災害だった事業場に対し、「建設事業無災害表彰内規」に基づき、厚生労働省労働基準局長から表彰状を授与するものです。

- (1) 事業の期間(工期)が予定される事業であること。
- (2) 労働基準法別表第1第3号(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業)に該当する事業であること。
- (3) 労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が160万円以上であること。

【対象となる災害】

無災害記録証や建設事業無災害表彰が対象とする「業務上の災害」とは、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものをいいます。なお、業務上の災害であっても、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した災害は、ここでは業務上の災害から除かれます。

【申請手続き】

無災害記録証や建設事業無災害表彰の申請については、所定の様式により、事業場を所轄する労働基準監督署を経由して、所轄都道府県労働局長へ申請していただくこととなります。

長野労働局における申請様式の入手先や申請先となる所轄労働基準監督署は以下のとおりです。

| 監督署名 | 管轄区域 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|------|---|----------|--------------|--------------|
| 長野 | 長野市（中野署の管轄区域を除く）、千曲市、上水内郡、埴科郡 | 380-8573 | 長野市中御所1-22-1 | 026-223-6310 |
| 松本 | 松本市（大町署の管轄区域を除く）、塩尻市、安曇野市のうち明科東川手・明科中川手・明科光・明科七貴・明科南陸郷、東筑摩郡、木曽郡 | 390-0852 | 松本市大字島立1696 | 0263-48-5693 |
| 岡谷 | 岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡 | 394-0027 | 岡谷市中央町1-8-4 | 0266-22-3454 |
| 上田 | 上田市、東御市、小県郡 | 386-0025 | 上田市天神2-4-70 | 0268-22-0338 |
| 飯田 | 飯田市、下伊那郡 | 395-0051 | 飯田市高羽町6-1-5 | 0265-22-2635 |
| 中野 | 中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂渡内・若穂川田・若穂牛島・若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡 | 383-0022 | 中野市中央1-2-21 | 0269-22-2105 |
| 小諸 | 小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡 | 384-0017 | 小諸市三和1-6-22 | 0267-22-1760 |
| 伊那 | 伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡 | 396-0015 | 伊那市中央5033-2 | 0265-72-6181 |
| 大町 | 松本市のうち梓川上野・梓川梓・梓川倭、大町市、安曇野市（松本署管轄区域を除く）、北安曇郡 | 398-0002 | 大町市大町2943-5 | 0261-22-2001 |